

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日中快適に生活できるよう、

下記の感染症について意見書の提出をお願いいたします。

※感染症のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能で状態となつてからの登園でありますようご配慮ください。

<医師用>

意見書

_____ 保育所(園)長殿

児童氏名 _____

生年月日 _____

病名 _____

_____年 _____月 _____日 から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

_____年 _____月 _____日

医療機関 _____

医師名 _____ (印) (またはサイン)

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん(三日はしか)	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱、アデノウイルス)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を 経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7日乾服用後は 医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間 をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が 確認されたもの

出典;厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より